【議案第６６号関係 資料２】

民生環境常任委員会
令和５年３月８日
市民病院事務局

青森市職員の特殊勤務手当に関する条例　新旧対照表

改正後	改正前
第一条～第十条　（略） （夜間看護等手当） 第十一条　（略） ２　前項の手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一　前項第一号の業務　次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額 イ　その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合　七千三百円 ロ　その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合　次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額 ⑴　深夜における勤務時間が四時間以上である場合　三千五百五十円 ⑵　深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合　三千百円 ⑶　深夜における勤務時間が二時間未満である場合　二千百五十円 二　（略） 第十二条～第四十二条　（略） （分べん介助業務手当） 第四十三条　分べん介助業務手当は、病院に勤務する医師（当該業務の補助業務に従事した医師を除く。）又は看護師（助産師資格を有する看護師に限る。以下この条において同じ。）が、分べん介助業務に従事した場合（看護師にあっては、看護師のみで当該業務に従事したときに限る。）に支給する。この場合において、看護師が当該業務一回につき二人を超えて従事したときは、主として従事した二人に限り、分べん介助業務手当を支給する。 ２　前項の手当の額は、分べん介助業務一回につき一万円（看護師にあっては、五千円）とする。 第四十四条～第四十八条　（略）	第一条～第十条　（略） （夜間看護等手当） 第十一条　（略） ２　前項の手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一　前項第一号の業務　次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額 イ　その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合　六千八百円 ロ　その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合　次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額 ⑴　深夜における勤務時間が四時間以上である場合　三千三百円 ⑵　深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合　二千九百円 ⑶　深夜における勤務時間が二時間未満である場合　二千円 二　（略） 第十二条～第四十二条　（略） （分べん介助業務手当） 第四十三条　分べん介助業務手当は、病院に勤務する医師（当該業務の補助業務に従事した医師を除く。）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が、分べん介助業務に従事した場合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に支給する。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿